# 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

#### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人ワタキュー財団(以下「当財団」という。)の定款第1 4条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項 を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法 人の認定等に関する法律(以下、「公益法人認定法」)の規定に照らし、妥当性と透明性の確 保を図ることを目的とする。

#### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬等とは、公益法人認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、それぞれの勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員 報酬、賞与及び退職手当
- (2) 非常勤役員 報酬
- (3) 評議員 報酬
- 2 退職手当は、常勤の理事として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した場合のみ支給する。

#### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、別表1に定める範囲内で、理事会において決定する。

(1)報酬 月例報酬は無報酬とする。理事会等に出席した場合の報酬の額は別表2に定め

る。

- (2) 賞与 無報酬とする。
- (3) 退職手当 無報酬とする。
- 2 非常勤役員の報酬の額は別表2に定めるものとし、別表1に定める額を上限とする。
- 3 評議員が理事会等に出席した場合の報酬の額は別表2に定めるものとし、別表1に定める額を上限とする。

### (報酬の支給日)

第5条 理事会及び評議員会に出席した場合の報酬は、必要の都度、支払うものとする。

### (報酬の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。但し、本人の指定する本人名義の金融機関 口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

### (費用)

第7条 当財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、 これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては 前もって支払うものとする。

- 2 交通費の支給については別表3に定める。
- 3 宿泊費の支給については別表4に定める。

### (公表)

第8条 当財団は、この規程をもって、公益法人認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

#### (補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

# 附 則

この規程は、令和3年2月8日から施行する。

# 附 則

この規程は、令和5年3月24日から施行する。

# 附 則

この規程は、令和5年10月31日から施行する。

#### 附則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

# 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

# 別表1 (第4条関係)

# (報酬の上限額)

区 分	報酬の上限額(年額)
常勤役員	150,000円
非常勤役員	150,000円
評議員	150,000円

# 別表2 (第4条関係)

# (理事会・評議員会出席の際の報酬)

区 分	報酬
常勤役員	20,000円
非常勤役員	20,000円
評議員	20,000円

# (学生面接及び学生交流会への参加の際の報酬)

区 分	報酬
学生面接への参加	30,000円
学生交流会への参加	20,000円

# 別表3 (第5条関係)

### (交通費)

職務の執行にあたって、交通費が発生した場合は、次の定めにより交通費を支給するものとする。

区 分	交 通 費
常勤役員	実 費 支 給
非常勤役員	実 費 支 給
評議員	実 費 支 給

# 別表4 (第5条関係)

### (宿泊費)

職務の執行にあたって、前夜又は当日宿泊する必要のある場合は、次の定めにより宿泊料を支給するものとする。

区 分	宿 泊 料
常勤役員	実費支給(上限20,000円)
非常勤役員	実費支給(上限20,000円)
評議員	実費支給(上限20,000円)

令和3年2月8日 評議員会決議 令和5年3月24日 評議員会決議 令和5年10月31日 評議員会決議 令和5年12月1日 評議員会決議